

北海道知事及び北海道議会議員選挙のお知らせ

投票日 平成23年4月10日（日）

発行

平成23年3月14日
安平町選挙管理委員会
事務局
(安平町役場早来庁舎内)
TEL 22-2511

選挙期日

告示日

知事選 3月24日（木曜日）

道議選 4月1日（金曜日）

期日前投票・不在者投票期間

知事選 3月25日から4月9日まで

道議選 4月2日から4月9日まで

(投票時間 午前8時30分から午後8時まで)

投票日

4月10日（日曜日）

(投票時間 午前7時から午後8時まで)

投票できる方

投票日において引き続き安平町の住民基本台帳に登録され、選挙人名簿に登録されている方で、次の要件に該当する方に選挙権があります。ただし、投票する日までに道外に転出される方は投票できません。

	住所の要件	年齢の要件
知事選挙	平成22年12月31日までに安平町へ転入し住民票の異動を済ませられた方*	平成3年4月11日までに生まれた方
道議選挙		

(*)平成22年12月24日から12月30日までの間に安平町へ転入し住民票を異動した方は、3月25日から3月31日までの間、知事選挙における期日前投票ができませんのでご注意ください。(4月1日以降の投票は可能です。)

これから転出を予定されている方

3月25日以降に転出を予定されている方については、転出届を提出する前に、あらかじめ期日前投票されることをお勧めします。

※転出届を提出した後に投票する場合は、移転先市町村長が発行した証明書を提示しなければ、安平町で投票することができませんのでご注意ください。

転入された方

平成23年1月1日以降に道内から安平町へ転入された方は、前住地で投票することができます。

その場合、安平町長発行の証明書が必要となりますのでご注意ください。

※道内での市町村間の移動が1回の方に限り、前に住んでいた市町村の選挙人名簿に登録されていれば、その市町村において投票することができます。(期日前、不在者投票含む)

投票所入場券の送付

投票所入場券は、北海道議会議員選挙の告示日となる4月1日以降各世帯ごとにまとめて送付いたします。

そのため、3月25日から4月1日まで届きませんのでご注意ください。

なお、投票所入場券を紛失された場合、または投票所入場券が届いていない間に知事選挙の期日前投票をされる場合であっても、本人であることが確認できれば投票できますので、身分を証明できる物(免許証や保険証など)をご持参のうえ、投票所又は期日前投票所へお越しください。

※投票所入場券に記載される投票区と投票所については、一覧表として裏面に掲載しています。

※投票所入場券に不審な点がございましたら安平町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

期日前投票について

期日前投票制度とは、投票日当日に次のような理由で投票所に行くことができない場合に、投票日前であっても選挙期日と同様に投票を行うことができる制度です。

- ① 仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- ② レジャーや旅行で投票日に町内にいない方
- ③ 病気、ケガ、妊娠などの理由で投票日に投票所に来られない方
- ④ 交通の不便な場所に住む方やそこに滞在中の方
- ⑤ 投票日に町外に居住している方

※投票日に選挙権を有することになる方(20歳になる方)で、期日前投票期間には選挙権を有しない方(19歳の方)については、不在者投票となります。

1. 期日前投票所の開設期間

知事 3月25日(金)から4月9日(土)まで

道議 4月2日(土)から4月9日(土)まで

2. 期日前投票所の開設時間

午前8時30分から午後8時まで

3. 期日前投票所の場所

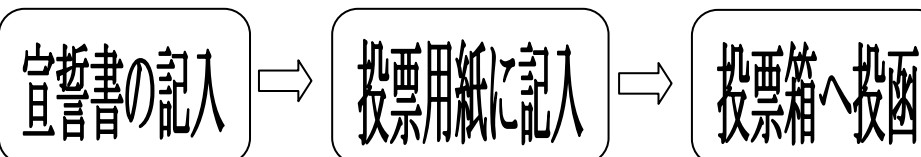
役場早来庁舎及び追分庁舎の各期日前投票所

※投票区にかかわらず、いずれの期日前投票所においても投票できます。

4. ご持参いただくもの

投票所入場券または、運転免許証など身分を証明できる物(印鑑は不要)

5. 期日前投票所での投票の手続き



※宣誓書は各期日前投票所にあります。

※投票所入場券を紛失されても投票することができます(「投票所入場券の送付」の項目をご参照ください)。

※裏面もご覧ください

北海道知事及び北海道議会議員選挙 投票日:4月10日(日)

不在者投票について

指定された病院・老人ホーム等に入院・入所されている方はその施設、また安平町の選挙人名簿に登録されている方で、町外に滞在している方はその滞在先の選挙管理委員会において不在者投票ができますので、入院・入所されている施設及び安平町選挙管理委員会に早めに申し出てください。(町内指定施設:追分菊池病院と追分陽光苑)

なお、指定されていない施設に入院・入所されている方は、最寄りの選挙管理委員会等で不在者投票をしていただくことになります。詳しくは安平町選挙管理委員会事務局にお問合わせください。

※ 告示日前でも請求することができますので、早めにご請求いただきますようお願いいたします。

郵便等による不在者投票

身体に重度のしょうがいのある方は、自宅などで投票することができる「郵便等による不在者投票」という制度があります。郵便等による不在者投票を行うには郵便等投票証明書の交付を受けることが必要となります。

<対象となる方は>

(1)「身体障害者手帳」の交付を受けている方で、次の各号に該当する方

- ① 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸のしょうがいにあつては1級又は3級の方

② 両下肢・体幹・移動機能のしょうがいにあつては1級又は2級の方

③ 免疫・肝臓のしょうがいにあつては1級から3級までの方

(2)「戦傷病者手帳」の交付を受けている方で、両下肢・体幹のしょうがいにあつては恩給法の特別項症から第2項症までの方。心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓のしょうがいにあつては特別項症から第3項症までの方

(3)介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方

<証明書の請求方法>

安平町選挙管理委員会に身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証を添えて郵便等投票証明書交付申請書を提出してください。

(用紙は選挙管理委員会にあります)

※ 郵便等投票証明書の有効期間は7年間(上記③の「要介護5」である方については、要介護認定の有効期間)となります。

※ 郵便等投票証明書の交付を受けている方は、投票日の4日前までの4月6日(水)午後5時までに投票用紙等の請求を行ってください。

不明な点については安平町選挙管理委員会事務局までお問合わせください。

投票所

みなさんが投票する投票区及び投票所は、第1から第12投票所で下の表のとおりとなっています。お手元に配達される「投票所入場券」に投票区と投票所が記載されていますので投票の際には必ずご確認ください。

※ 第2投票区の投票所青葉会館が、追分白樺2丁目3番地に移転しておりますのでご注意ください。

投票区・投票所一覧表

投票区	投票所	投票区	投票所
第1投票区	旭陽会館	第7投票区	北進会館
第2投票区	青葉会館※	第8投票区	町民センター
第3投票区	ふれあいセンター いぶき	第9投票区	早来研修センター
第4投票区	花園若草会館	第10投票区	北町会館
第5投票区	明春辺会館	第11投票区	富岡小学校
第6投票区	安平公民館	第12投票区	遠浅公民館

北海道知事及び北海道議会議員選挙は下記のとおり即日開票します。

時間:4月10日(日)午後9時00分より 場所:町民センター大ホール

参観:先着160名まで(開票所の混乱を避けるため、入場を制限しています。)

※裏面もご覧ください